

# 第34回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日 時 令和2年12月24日(木)  
午前10時～12時  
場 所 WEB会議 /  
ホテルブリランテ武蔵野  
2階 サファイア

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書について

ア 環境影響評価手続状況、事業概要及び準備書説明

イ 委員会報告

ウ 審議

4 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- **資料1** 第34回さいたま市環境影響評価技術審議会  
出席者名簿
- **資料2** さいたま市環境影響評価技術審議会  
委員名簿（第9期）
- **資料3** さいたま市環境影響評価条例（抜粋）・同技術審議会規則
- **資料4** 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- **資料5** 荒川第二・三調節池事業に関するさいたま市環境影響評価  
技術審議会委員会 委員名簿
- **資料6** 荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書に関する  
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

〈配付図書（貸出）〉

- 荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書、同書資料編、  
同書要約書
- さいたま市環境影響評価条例集  
さいたま市環境影響評価技術指針手引

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止についてのお願い〉

- 1 マスクを着用いただくようお願いいたします。
- 2 審議会の途中でも、体調がすぐれない方は決して無理をせず、事務局までお声掛けください。
- 3 間隔を開けてのご着席をお願いします。
- 4 審議会開催中に換気のため、一部の扉等を開けることがあります。
- 5 入口に、手指消毒液を用意しておりますので、入退室時の際は、こまめに消毒をしていただくようお願いいたします。
- 6 審議会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合・発症した場合等は、速やかにご連絡ください。

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

TEL 048-829-1332 FAX 048-829-1991

## 第34回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

### 1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

荒木 祐二	委 員	伊藤 元裕	委 員
王 青躍	委 員	行田 弘一	委 員
角田 裕志	委 員	日原 由香子	委 員
深堀 清隆	委 員	増田 幸宏	委 員
村上 正吾	委 員	山口 雅利	委 員
山本 貢平	委 員	渡辺 季之	委 員

### 2 荒川第二・三調節池事業に係る出席者

#### (1) 事業者

〔国土交通省関東地方整備局〕

荒川調節池工事事務所	事務所長	武藤 健治
荒川調節池工事事務所	副所長	荒木 茂
荒川調節池工事事務所	調査設計課長	笹内 覚雄
荒川調節池工事事務所	調査係長	山崎 裕子
河川部	係長	荻原 一徳

#### (2) コンサルタント

〔日本工営株式会社〕

### 3 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

参事兼課長	市川 浩之	課長補佐兼環境審査係長	和田 淳
主査	安井 麻紀子	主任	辻 信太郎
主任	須永 宏	主事	中島 涼介

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第9期)

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、栽培学	植物	
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学研究科 講師	動物行動学	動物、生態系	
3	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
4	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学工学部 情報通信工学科 教授	電波工学	電波障害	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみやみほ 四ノ宮美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	つのだ ひろし 角田 裕志	埼玉県環境科学国際センター 主任	動物生態学、保全生態学	動物、生態系	
9	ひはら ゆかこ 日原由香子	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふかほり きよたか 深堀 清隆	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	景観工学	景観、温室効果ガス等	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環境工学	日照障害、風害、温室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
13	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生態学	植物、生態系	
14	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等	

## さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成15年条例第32号）

（設置）

第49条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第50条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第51条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第52条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成15年規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第52条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

対象事業の名称	荒川第二・三調節池事業		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例（平成15年条例第32号）		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	国土交通省関東地方整備局 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1		
対象事業の種類	調節池の設置		
事業実施区域	荒川河川敷の周囲堤の堤外		
事業規模	約760ha		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (さいたま市、川越市、上尾市、志木市、富士見市、川島町)		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	調査計画書受理	平成31年 4月 3日
		関係地域決定	〃 4月10日
		調査計画書縦覧	令和 元年 5月 7日 ～ 6月 7日
		意見書提出期間	〃 5月 7日 ～ 6月21日
		第1回委員会	〃 5月29日
		意見書概要報告	〃 7月 9日
		技術審議会	〃 7月 9日
	市長意見	〃 9月 6日	
	準 備 書	函書の受理	令和 2年 9月18日
		縦覧	〃 9月30日 ～ 10月30日
		意見書提出期間	〃 9月30日～ 11月13日
		事業者説明会	〃 10月 （8回開催）
		委員会	〃 11月 9日
		意見書見解報告	〃 12月 2日

	公聴会	〃 10月27日
	技術審議会	〃 12月24日
	市長意見	令和 3年 4月予定
	備考	

## 荒川第二・三調節池事業に関する

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏名	職名	専門分野	担当項目
しのはら 篠原 あつこ 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質
しのみや 四ノ宮 みほ 美保	埼玉県立大学 保健医療 福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質
つのだ 角田 ひろし 裕志	埼玉県環境科学国際セン ター 主任	動物生態学、保全生態学	動物、生態系
ひはら 日原 ゆかこ 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物
むらかみ 村上 しょうご 正吾	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	水環境工学	水質
やまもと 山本 こうへい 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動

さいたま市環境影響評価技術審議会  
会長 山本 貢平 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会  
委員長 村上 正吾

荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書に関する  
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書」について、令和2年11月9日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

## 1 対象事業の目的及び概要

・荒川第二・三調節池事業は、荒川の治水安全度向上のための抜本的な対策として広い高水敷を活用した調節池を整備することにより、荒川本川の下流へ流下する流量を調節するものである。荒川左岸の河岸寄りに囲繞堤、越流堤及び排水門を設けるが、治水及び水道用水確保を目的とした第一調節池とは異なり、治水のみ目的とした事業である。また、現況の土地利用に可能な限り配慮し、堤防等の施設整備を行うものである。

## 2 個別事項

### 【地域特性】

- ・ p3-86 事業実施区域及びその周辺のダイオキシン類観測地点位置の凡例が見づらいので、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）では工夫して記載すること。
- ・ p3-126 事業実施区域及びその周辺の河川水質・底質調査地点位置図には、公共用水域調査地点である笹目橋を評価書に追記すること。

### 【大気質】

・現地調査で一酸化窒素が高濃度検出されている地点（羽根倉橋交差点付近）について、規制速度走行やアイドリングストップ等の環境保全措置を実施すること。

### 【騒音】

・一般環境騒音の現地調査地点や建設機械の稼働に伴う騒音の予測地点について、各地点の選定理由を明確にしておくこと。

・現地調査結果について、調査地点における各道路断面図には、法定速度または規制速度、舗装の種別（密粒、排水性など）や調査地点が左右どちら側かわかるように評価書に記載すること。

・道路騒音の予測モデルについて、評価書作成にあたっては、ASJ RTN-Model2013 から 2018（最新版）に更新すること。

### 【水質、水象】

・水質の文献調査結果について、底質のダイオキシン類の濃度を評価書に追記すること。

・浮遊物質量予測結果図について、工事中（保全措置有）の線を分かりやすく記載すること

### 【動物】

・事業期間が長期間に及ぶため、工事の実施にあたっては資機材運搬等の車両、河川敷内を走行する場合のロードキルにも配慮するとよい。

### 【動物、植物、生態系】

・事業期間が長期間に及ぶため、事業の実施によらない周辺環境の変化が想定される。環境保全措置や事後調査については、周辺環境の変化に応じて、柔軟に対応していくことが望ましい。

## 第34回

# さいたま市環境影響評価技術審議会

令和2年12月24日（木）

さいたま市環境対策課

午前10時00分 開会

○和田課長補佐 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第34回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日は、コロナウイルス感染症対策として、いわゆる3密を防ぎつつ審議会を開催する方針としてウェブ会議で執り行います。技術審議会委員の皆様には、ウェブ会議システムでのご参加をいただいております。

申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま市環境局環境共生部環境対策課、和田でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、さいたま市環境局環境共生部環境対策課長、市川よりご挨拶を申し上げます。

○市川参事兼課長 皆様、おはようございます。環境対策課長の市川と申します。マスク着用で大変申し訳ありませんが、失礼いたします。

本日は年末の押し迫った中、第34回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日は、新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、オンラインでのご審議となります。初めての試みではありますが、集合会議同様の進行を心がけてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、本日ご審議いただきます荒川第二・三調整池事業につきましては、市民のみならず多くの方々が目撃しており、準備書に対して公聴会での申出や意見書が提出されております。委員の皆様には、限られた時間ではございますが、準備書の各評価項目における環境影響の予測評価等について、専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○和田課長補佐 続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本会長 山本です。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐 副会長の埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様です。

○村上副会長 村上です。よろしくお願いいたします。

- 和田課長補佐 埼玉大学准教授、荒木祐二様です。
- 荒木委員 埼玉大学の荒木です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 東洋大学講師、伊藤元裕様です。
- 伊藤委員 東洋大学の伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 埼玉大学大学院教授、王青躍様です。
- 王委員 王青躍です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 芝浦工業大学教授、行田弘一様です。
- 行田委員 行田です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 埼玉県環境科学国際センター主任、角田裕志様です。
- 角田委員 角田です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 埼玉大学大学院教授、日原由香子様です。
- 日原委員 日原です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 埼玉大学大学院准教授、深堀清隆様です。
- 深堀委員 深堀です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 芝浦工業大学教授、増田幸宏様です。
- 増田委員 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 埼玉大学大学院准教授、山口雅利様です。
- 山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。
- 渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐 なお、小嶋委員、篠原委員、四ノ宮委員につきましては、ご都合によりご欠席でございます。

さて、審議会規則第3条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち12名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきます荒川第二・三調節池事業の事業者及び関係者につきましては、国土交通省関東地方整備局、荒川調節池工事事務所よりご紹介をお願いいたします。

- 武藤所長 委員の皆様、おはようございます。荒川調節池工事事務所長の武藤でございます。

日は年末のお忙しい中、当審議のほうにご協力いただきまして、ありがとうございます。引

き続きも、これからの審議のほうをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○荒木副所長 荒川調節池工事事務所、副所長の荒木でございます。よろしく願いいたします。

○笹内課長 同じく調査設計課長をしております笹内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎係長 同じく調査設計課、山崎です。よろしく願いいたします。

○荻原係長 河川部河川環境課の荻原と申します。よろしく願いいたします。

○秋本部長 調査を担当いたしました日本工営の秋本と申します。

そのほか、弊社のほうから3名出席をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○和田課長補佐 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、次第の裏に本日の資料の一覧を記載しております。資料は1から6でございます。

そのほか、委員の皆様には、荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書、資料編とその要約書、参考としまして、さいたま市環境影響評価条例集と技術指針の手引を配付しております。お手元におそろいかと思います。何か不足等あれば、事務局までお申しつけください。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります山本会長に議事を進行させていただきます。

山本会長、よろしく願いいたします。

○山本会長 山本です。本日は皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから議事に入りますけれども、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○辻主任 本日の審議会には、傍聴希望者がおります。

○山本会長 それでは、会議の公開、非公開について、事務局から説明をお願いします。

○辻主任 さいたま市環境対策課、辻でございます。

本審議会は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合、会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開、非公開の判断は、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。  
以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

本日の審議会は、非公開とする特段の理由はないと思いますので、全て公開として差し支えないと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。もし異論のある方があれば、手を挙げていただければいいと思いますけれども、いらっしやいませんね。

(異議なし)

○山本会長 ありがとうございます。異論なしと思います。

それでは、公開といたしますので、傍聴希望者を会場に入れてください。

(傍聴者入室)

○山本会長 よろしいでしょうか。

では、進めてまいります。

まず傍聴の方に注意事項を申し上げます。

会議開催中は、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。傍聴の方は意見を述べたり質問したりすることはできません。また、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

また、新型コロナウイルス感染リスクを低減させるためのマスクの着用をお願いします。それから、発熱、体調不良で健康状態が思わしくない方は、ご出席を控えてください。

以上の注意事項に反した場合は退室していただくことがありますので、ご了承ください。

傍聴の方にお伺いいたします。写真撮影のご希望はございますでしょうか。辻さん、見ていただけますか。

○辻主任 写真撮影のご希望はございませんでした。

○山本会長 ないということですね。了解しました。

それでは、議事に移らせていただきます。

荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書の手続状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○辻主任 事務局の辻です。よろしく申し上げます。

手続についてご説明差し上げる前に、1点、皆様にお願いがございます。

次第の下部、囲みをご覧ください。

山本会長からの注意事項に併せ、新型コロナウイルス感染拡大防止についてのお願い6点に

つきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、私から資料4にあります環境影響評価手続状況をご説明いたします。

皆様、資料4をお開きください。

こちらの対象事業、荒川第二・三調節池事業は、市の環境影響評価条例に基づき手続が行われているものです。

事業者は、国土交通省関東地方整備局、対象事業の種類は調節池の設置となっております。

事業実施区域は、荒川河川敷の周囲堤の堤外にございまして、事業の規模は延べ面積約760ヘクタールです。

準備書は、令和2年9月18日に受理しまして、この縦覧を令和2年9月30日から10月30日まで行います。

意見の提出期間は、条例に基づき11月13日までとなっております。

公聴会を10月27日に行い、第2回の委員会は令和2年11月9日に行いました。技術審議会は、本日12月24日に行っております。また、市長意見を令和3年4月に行う予定でございます。

以上です。

では、準備書の概要について、周辺住民や関係団体から様々な意見をいただいていると報告を受けております。また、先日行われた公聴会においても意見が提出されております。その内容を踏まえてご説明をお願いいたします。

○笹内課長 それでは、事業者の当方から、事業概要及び準備書の概要について、皆様のお手元でございます準備書の要約書に基づいてご説明いたします。

はじめに、要約書の2ページをご覧ください。

本事業の目的でございますが、ページ中段に荒川流域図を掲載しています。荒川に係る洪水調節施設については、上流でダム群、中流部では第一調節池の整備が完了しておりますが、まだ洪水調節容量が不足している状況です。そのため、より効果的に洪水のピーク流量を低減させ、荒川の治水安全度を向上させるために、荒川第二・三調節池の整備を行うものです。

事業実施区域は、さいたま市、川越市、上尾市にまたがる荒川左岸の高水敷となります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。

事業の規模は、調節池内面積が約760ヘクタールです。

事業の実施期間は、2021年度工事着工を想定し、2031年度供用開始の10年間を予定しています。

事業の内容は、6ページに計画図、7ページに断面図を示しておりますが、荒川左岸の河岸

寄りに囲繞堤と囲繞堤よりも一段低い越流堤を整備し、横断方向に各調節池を仕切るための仕切堤を整備いたします。また、調節池には、貯留した水を荒川に排水するための排水施設や囲繞堤に並行して池内水路、管理用通路を整備いたします。

なお、本事業では、仕切堤など一部を除き整備する施設を、主に現在ゴルフ場として利用されている国有地内に整備することで、現状の土地利用の改変や耕作地、自然地等を中心とした動植物の生息環境への直接的な影響を回避した計画としています。

8ページをご覧ください。

8ページには、調節池の運用イメージ図を掲載しています。平常時は、排水門を開けておりますが、洪水時は水門を閉鎖し、貯留します。また、⑤、⑥のように洪水ピーク後は荒川の水位低下に併せて貯留した水を荒川に放水する計画です。

9ページは、工事工程を掲載しています。

工事は、10年間で予定していますが、全体を同時に進めるのではなく、場所ごとに移動しながら工事を行ってまいります。

1枚めくっていただきまして、10ページの工事概要です。

本事業では、主に囲繞堤の築堤工事や池内水路の掘削工事を行いますので、使用する主な建設機械は、ブルドーザー、タイヤローラー、バックホウ、ダンプトラック等になります。

11ページには、資機材運搬の運搬ルート図を掲載しています。事業実施区域と区域外の土砂運搬は、第二調節池下流にある秋ヶ瀬ストックヤードとの往復を基本としており、河川敷内の走行を考えています。資材運搬車両の出入りは、羽根倉橋東交差点から公道への接続を予定しています。

以上が事業の概要になります。

引き続き、環境影響評価の内容についてご説明いたします。

まず、環境影響評価の項目について、42ページをご覧ください。

こちらに本事業で対象としました環境影響評価の項目を示しています。二重丸の項目を選定しており、調査計画書からの変更はございません。

続きまして、それぞれ対象とした項目について、環境影響評価の結果についてご説明いたします。

まず大気質の項目について、51ページをご覧ください。

建設機械等の稼働等に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び堤体等の工事を行った場合の粉じんの予測地点を示しています。こちらは、調査地点、最大着地濃度地点、住宅等の位置を考

慮し、10地点設定しています。

予測及び評価結果は、1枚戻りまして49ページにまとめていますが、いずれも環境基準を下回ると予測されました。資機材運搬等の車両の走行に伴う予測地点は、羽根倉橋東交差点付近としていますが、こちらも環境基準を下回っている結果です。

環境保全措置としましては、排ガス対策型建設機械の採用やアイドリングストップ等を行うことで、大気質への影響の低減に努めていきたいと考えています。

続きまして、騒音です。52ページをご覧ください。

建設機械の稼働等に伴う騒音の予測地点は、工事箇所にもっとも近い家屋等の敷地境界や学校などの配慮施設としており、図の10地点としています。資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測地点は、羽根倉橋東交差点付近です。

予測結果及び評価は、50ページをご覧ください。

評価基準については、配慮施設のリハビリセンターでは環境基準、学校は学校環境衛生基準とし、それ以外の地点は工事が10年と長期にわたるものの、予測地点の近傍における工事期間は最大で2年であることから、騒音規制法に基づく基準値で評価をしています。

いずれの結果も基準値以下と予測されましたが、環境保全措置としまして、低騒音型建設機械の採用等を行うことで、騒音における影響の低減に努めてまいります。

次に、振動です。

予測地点は、騒音と同じです。いずれの地点でも環境基準を下回っている結果となっており、低振動型建設機械等の採用に努めるなど、環境保全措置を行い、振動における影響の低減に努めてまいります。

続きまして、水質です。54、55ページをご覧ください。

予測地点は、羽根倉橋地点と下流の環境基準地点である笹目橋地点としています。評価結果は、環境保全措置の実施に伴い、濁水は環境基準値を下回る結果です。水素イオン濃度につきましては、下限値7.1は環境基準を満足し、上限値8.6は0.1超過する予測結果となりましたが、現況の8.6と変わらないため工事の実施に伴う影響は小さいと考えています。

続きまして、水象です。56ページをご覧ください。

まず工事の実施に伴う荒川の流量及び水位の変化については、改変区域も小さく工事による流出係数もほとんど変化がないことから、影響は小さいと考えています。

次に、調節池の存在・供用に伴う影響ですが、囲繞堤ができることによって荒川本川の水位及び流速は上昇する予測となっております。

次に、地下水位の変化でございますが、池内水路の掘削に伴い地下水位の低下が予測されますが、既往の観測井戸の結果を比較すると、低下量は過去の変動量に収まっており、変化の程度は小さいと考えています。ただし、事業の影響により実際にどれだけ地下水位が下がるかについては、今後、地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、影響が確認された場合には、必要な対策を検討することとしています。

なお、調節池の存在・供用に伴う堤防、水門、堰などの施設への影響は小さいと予測されました。

続きまして、動物及び植物の項目です。59ページをご覧ください。

動植物の予測に当たりましては、図のような類型区分図を作成し、改変区域と重要な種の主な生息地、または生育地の重ね合わせにより影響を予測しています。

予測結果及び評価については、57ページをご覧ください。

まず動物の重要な種に関する予測は、直接改変による生息地が消失することによる影響と、騒音や濁水等の流出による生息環境への影響を予測しました。また、調節池の存在・供用においては、高水敷の冠水頻度の変化、地下水位の変化、調節池からの放水による生息環境への影響を予測しました。事業の実施により、主な生息環境の面積が一部改変されますが、直接改変による影響は小さいと予測されました。

なお、環境保全措置として、湿地環境等の自然豊かな環境の創出について、必要に応じて検討を行っていく計画です。

工事中の騒音は、哺乳類及び鳥類を対象とし、改変区域及びその周辺では、生息環境が変化する可能性があります。影響が及ぶ範囲は限定的であること、周辺に広く生息環境が分布することから、生息は維持されると予測しました。

また、工事に伴う濁水、アルカリ排水については、水質に係る環境保全措置を実施することにより、影響は小さいと予測されました。

調節池の存在・供用に伴う高水敷の冠水頻度の変化については、冠水頻度が低下すると予測されましたが、高水敷に生育する現況の湿性草地群落の多くは、年に数回などの頻度で冠水や攪乱を受けて維持されている環境ではないため、冠水頻度が低下することで生息環境が変化し、その影響を受ける動物はいないと考えています。

なお、現地調査において、氾濫原野のみに生息するような種は確認されませんでした。

地下水位の影響については、主な生息環境に湿性草地が含まれる種を対象とし、放水による濁水の影響については、魚類及び底生動物を対象としました。結果は、いずれも影響は小さい

と予測されましたが、地下水位の変化に伴う影響については、今後、地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、動物の重要な種への影響が確認された場合には、必要な対策を検討することとしています。

次に、植物の項目について、58ページをご覧ください。

直接改変においては、ノニガナの多くが改変される可能性があるとして予測されました。そのため、改変区域内にあるノニガナの生息地の改変を回避する環境保全措置を講じることとしています。

工事に伴う濁水、アルカリ排水による影響、貯留した水の放水については、動物と同様影響は小さいと考えています。

高水敷の冠水頻度については、氾濫原野のみに生育する種を対象としましたが、現地調査の結果確認はされませんでした。

地下水位の変化に伴う影響については、動物と同様、地下水位のモニタリングを行うこととしています。また、緑の量につきましては、緑被率、緑視率いずれも影響は小さいと予測されました。

続きまして、生態系について、63、64ページをご覧ください。

生態系については、図のように陸域及び河川域の環境単位に区分し、予測しています。生態系の予測結果及び評価は、60、61ページに整理していますが、環境単位による評価及び河川域の上位性着目種であるカワセミに対する影響は、小さいと予測されました。

しかし、陸域の上位性着目種であるオオタカにつきましては、営巣中心域内における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音により、生息環境として適さなくなる可能性があると考えられました。

そのため、オオタカの繁殖時期において、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合には、工事の一時中断を検討するなどの環境保全措置を講じることで、工事中の騒音によるオオタカの生育環境への影響は低減できると評価しました。

続きまして、景観です。65ページをご覧ください。

景観は、調節池が完成した場合の景観資源の消滅または改変と、主要な眺望景観の変化について予測しています。

景観資源は、畑地、水田の一部が改変されますが、改変の程度は僅かであり、眺望景観については、整備される囲繞堤や排水施設等が認識され、眺望景観が変化すると予測されました。

本事業では、さいたま市の景観色彩ガイドラインを踏まえ、色彩に配慮していくことで影響

の低減に努めることとしています。

次に、自然とふれあいの場です。調査地点は66ページに示す12地点です。

建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴い、騒音、振動等によって荒川自転車道や秋ヶ瀬公園における利用環境に対して、影響を及ぼす可能性があるとして予測されました。また、調節池の完成に伴い、荒川自転車道は一部が改変され、消滅するとして予測されました。そのため、環境保全措置として、排ガス対策型建設機械の採用や荒川自転車道の付替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保するなどを講じる計画です。

なお、一般道への影響は、後ほどご説明する地域交通において影響は小さいと予測されており、交通手段の阻害については、影響は小さいと予測されました。

続きまして、史跡・文化財です。

指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の位置と事業計画の重ね合わせ結果を67ページに示しています。

指定文化財などは直接改変されないことから、影響はないと予測され、周辺環境の変化についても、いずれの文化財も改変区域から離れていることから、影響は小さいと予測されました。

また、埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されるため、影響が生じる可能性があります。試掘調査または工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県と文化財保護法に基づく協議を行い、その指導に従うこととしています。

次に、廃棄物等です。68ページをご覧ください。

廃棄物は、堤体等の工事に伴う廃棄物及び残土の排出量について、その抑制、処理の状況について予測しました。工事に伴い発生する廃棄物については、再資源化施設へ全量排出する計画です。また、建設発生土については、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については、秋ヶ瀬ストックヤードに排出し、有効利用を図る計画です。

次に、温室効果ガス等です。

建設機械の稼働や資材運搬等の車両が走行した場合の温室効果ガス等の影響について、温室効果ガスの排出量と環境保全措置を導入した場合の削減量及び削減率を予測しました。基準等はありませんが、温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用等により影響への低減に努める計画でございます。

続きまして、コミュニティです。コミュニティ施設の位置と事業計画の重ね合わせ結果を70ページに、評価結果を69ページに示しています。

工事中は、荒川総合運動公園、大宮けんぼグラウンド、西遊馬公園は、改変区域または工事

用道路に近接しており、騒音、振動等によって利用環境に影響を及ぼす可能性があることから、環境保全措置を講じ影響の低減を図ってまいります。

交通手段の阻害については、影響は小さいと予測されました。

調節池完成後は、西遊馬公園の駐車場の一部が消失すると予測され、コミュニティ施設の利用経路である荒川自転車道の一部が消失すると予測されることから、代替ルートの確保など関係機関と協議を行うこととしています。

なお、利用者数の増加に伴う快適性の変化に係る影響はないと予測されました。

評価項目の最後になりますが、地域交通の項目についてご説明します。

羽根倉橋東交差点における自動車交通量、バス等への影響、歩行者、自転車に対する交通安全への影響について予測しました。予測の結果、いずれも影響は小さいと予測されましたが、車両の運行管理による集中化の回避、歩行者などへの安全確保等を講じることで、車両の走行に伴う地域交通への影響低減に努めてまいります。

環境影響評価の結果は以上となり、引き続き事後調査の内容についてご説明いたします。

86ページをご覧ください。

これまでに説明いたしました予測結果、環境保全措置等を踏まえ、事後調査を実施する項目を選定し、調査の時期等について検討を行いました。

まず水象における地下水位と動植物の影響については、工事の実施及び施設の存在・供用に伴う地下水位への影響を把握するため、地下水位のモニタリング調査を実施します。生態系では、オオタカを対象に工事の実施及び施設の存在・供用に伴う影響を把握するため、モニタリング調査を実施する計画です。

なお、工事期間が10年と長いことから、市条例に基づく工事着手後の定期的な環境保全措置の実施状況報告において、周辺環境の変化に応じて必要となる環境保全措置や事後調査については、さいたま市と調整の上、その都度柔軟に対応していきたいと考えています。

本準備書についての説明は、以上です。

なお、冒頭、事務局からご説明がございましたが、本準備書においては、事業者説明会を10月に実施し、意見書を11件ご提出いただきました。意見書の内容の半分は、動植物、生態系に関するもので、ご提出いただいた方には、事業者からの見解書を送付させていただきました。

以上、事業者からの説明になります。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、次に委員会報告のほうに移りたいと思います。

委員会での審議結果につきまして、委員長を務めていただきました村上委員からご報告をお願いいたします。村上委員、お願いします。

○村上副会長 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会での審議結果につきまして、私のほうからご報告いたします。

まずは、お手元の資料5及び6をご覧ください。

この資料5に記載されております6名の委員によりまして、令和2年11月9日に技術審議会委員会を開催いたしました。その後、現場を視察したということで、その結果についてご報告いたします。

それでは、まず1番目、対象事業の目的及び概要ということでございます。

この事業は、荒川の治水度向上のための抜本的な対策として、広い高水敷を利用した調節池を整備することにより、荒川本川の下流へ流下する流量を調節するものです。構造物といたしましては、荒川左岸の河岸寄りに囲繞堤、越流堤及び排水門を設けるということでございます。そして、これは既に活動しております第一調節池とは異なって、治水のみを目的とした事業でございます。また、現況の土地利用に可能な限り配慮して、堤防等の施設設備を行うというふうになっております。

それでは、個別事項についてご説明したいと思っております。

まず地域特性に関しましては、まず1番目、評価書の環境影響評価準備書のP3-86、事業実施区域及びその周辺のダイオキシン類観測地点の凡例が見づらいということで、環境影響評価書、以下、評価書と言いますけれども、では工夫して記載してほしいということでございます。

2点目は、評価書のP3-126ということで、事業実施区域及びその周辺の河川水質・底質調査地点位置図には、公共用水域調査地点である笹目橋を評価書に追記してほしいということを申し述べております。

それから、大気質に関しましてです。

これに関しましては、現地調査で一酸化窒素が高濃度検出されている地点、羽根倉橋交差点付近、ここにつきまして規制速度走行やアイドリングストップ等の環境保全措置を実施することというふうにしております。

それから、騒音につきましてです。

まず第1点。一般環境騒音の現地調査地点や建設機械の稼働に伴う騒音の予測地点について、各地点の選定理由を明確にしておくということを述べております。

第2点目といたしましては、現地調査結果について、調査地点における各道路断面図に、法定速度、または規制速度、舗装の種別、密粒でありますとか排水性、こういったものや調査地点が左右どちら側か分かるように評価書に記載するという事を述べております。

第3点目は、道路騒音の予測モデルについてで、評価書作成に当たっては、ASJ RTN-Model2013から最新版の2018に更新することというふうな事を記載しております。

それから、水質及び水象に関してでございます。

まず第1点目は、水質の文献調査結果について、底質のダイオキシン類の濃度を評価書に追記することということにしております。

2点目は、浮遊物質量の予測結果図について、工事中、保全措置があると、その線を分かりやすく記載するというふうにしております。

それから、3点目は動物についてということで、事業期間が長期間に及ぶということがございますので、工事の実施に当たっては、資機材運搬等の車両、それから河川敷内を走行する場合のロードキルにも配慮することが望ましいというふうにしております。

それで、最後の動物、植物、生態系、これにつきましては、事業期間が長期間に及ぶため、事業の実施によらない周辺環境の変化が想定されます。したがって、環境保全措置や事後調査については、周辺環境の変化に応じて、柔軟に対応していくことが望ましいというふうな事をご報告させていただいております。

以上でございます。

ほかに、技術審議会委員会に出席された委員の皆様で、この意見書に補足事項等がございましたら補足のほうをよろしく願いいたします。

委員の先生方、特に何か補足事項等ございませんでしょうか。

山口先生。

○山口委員 埼玉大学の山口です。

準備書を拝見させていただいて確認したいところがあったんですけども、いいでしょうか。

○村上副会長 はい、お願いします。

○山口委員 私の専門は植物ということなんですけれども、分厚い評価準備書のほうの10.7の項に、いわゆるレッドリストに載っている植物の生育状況がまとめられていました。

その中で、幾つかの植物、例えばゴキヅルとかヒメナミキとか、あとはコカモメヅルなど、あとバアソブ、この4種類、記載を確認した結果、予測地域で1か所もしくは2か所あるんですけども、非常に密集した場所で生息が観察されたというような報告が記載されておりました。

その中で、最終的に影響のまとめというところに、それぞれ事業実施区域及びその周辺には本種の主な生育地が広く分布することからというふうに書かれているんですけども、実際には1か所とか、かなり限られているというふうになっていて、ちょっと調査結果と記述がそぐわないような印象を受けたので、特にこういった生育地点が非常に少ない、1点とか2点とかというものに対しては特に配慮をして調査をするとか、何かそういった記述をしたほうがいいのではないかと感じました。

私からは以上です。

○山本会長 山本です。

議事の進行としては、先ほどの委員会報告に対して補足説明ということでしていますので。

○山口委員 大変失礼しました。

○山本会長 山口先生のご意見は、この後もう一度、事業者のほうで答えてもらうようにしますけれども、本日出席されている角田先生、日原先生、村上先生のほうで、私も含めて、委員会意見として何か補足して詳しく説明することがあるかという、村上委員長からのご指摘だったので、もしそれがあればもう一度お聞きしたいと思います。

今の山口先生の話は、この次に答えてもらうことにします。

村上先生、どうですか。それでよろしいですか。

○村上副会長 はい、特に皆さんからご意見はなさそうですので、以上で委員会の報告は終わりたいと思います。次の議事の進行をしていただければと思います。

○山本会長 了解しました。

では、次にこの後は、今、山口先生からご質問がありましたように、この準備書について委員の皆様から、この後は意見あるいはコメント、あるいはいろんな点でご意見をいただきたいと思っております。

先に、事前に質問を皆様方からいただいておりますので、それに対して事業者の回答もしくは見解、その辺を説明していただきたいと思います。ちょっと順番がくるっちゃったんですけども、すみません、山口先生、ちょっとお待ちくださいね。

○山口委員 はい、すみません。

○山本会長 では、事業者、お願いします。

○笹内課長 準備書に関して、事前に委員の方からご質問をいただいております。

時間も限られておりますので、当方から準備書のご質問、ご指摘を踏まえまして、評価書に修文、追記等を考えている内容についてご説明いたします。それ以外の回答につきましては、

配付させてもらっている文書のほうで代えさせていただきます。

まずナンバー1について、日原委員から、地域特性で掲載している植生図について、実際に工事の影響を受けるのは堤防等を整備する区域であるため、そのような区域を拡大した植生図を示したほうがよいと、こういったご指摘がございました。そのため、評価書の作成に当たっては、改変区域を拡大した植生図を資料編に掲載することで対応したいと考えております。

次に、ナンバー5について、深堀委員から、動物の改編率に関する客観的なデータの記載と特殊な生息条件についての検討に関するご指摘をいただきました。動物の保全すべき種について、予測に用いた改変割合の根拠となる面積データ等を評価書資料編に掲載し、また、特殊な条件を生息場として必要とする種については、その検討結果を評価書のほうに記載したいと考えております。

次に、ナンバー6の水象の項目について、治水上の機能に関わる項目は河川整備計画に適合した水準であることは自明のことであるから、環境影響評価として生態系の影響など何を目的とした評価を考えているのか、評価の位置づけを明確に記載したほうがよいとのご指摘をいただきました。こちらについては、ご指摘を踏まえ、水象の項目の冒頭に評価の目的を分かりやすく記載したいと考えております。

また、ナンバー8について、温室効果ガスにおいて建設機械の稼働と資材運搬の2つに分けて算定していますが、アジテータトラックが建設機械の稼働に組み込まれているなど、記載位置及び情報整理の仕方について統一されていないというご指摘をいただきました。これについても、アジテータトラックの記載位置を修正するとともに、情報整理の仕方についても統一するようにいたします。

最後に、ナンバー23について、村上委員から、高水敷の冠水頻度の変化において、調節池内の冠水に伴う攪乱の程度と生息環境の影響についての記載を追加したほうがよいとのご指摘をいただきました。これにつきましては、評価書の高水敷の冠水頻度の変化における記載内容について、ご指摘を踏まえ表現を工夫したいと考えております。

簡単でございますが、以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

途中、マイクをミュートにしていたことがあって、大変申し訳ありませんでした。

それで、これからあと1時間弱ですけれども、少し皆様方のご意見、ご質問、それから評価書に向けてのいろいろなアドバイスをいただければいいと思います。

今、その質問に対する回答をいただきましたけれども、まず山口委員から先ほど意見をいた

だいていますので、これについて、どうしましょうか。事業者のほうでお答えいただくか、もう一度、山口委員のほうからかいつまんで質問の意図を説明いただくか、どういたしましょうか。

事業者、どうしますか。

○秋本部長 調査を担当いたしました日本工営のほうから回答したいと思います。

ご指摘のありました16番ゴキヅル等4種につきまして、準備書の中で図面の中に生育位置ということで丸を落としてございます。ご指摘いただいたとおり、図面上、丸が例えばゴキヅルであれば2つ重なって、おおむね同じようなところにあるんですが、これは図面の制約上このような表現となっておりますが、それぞれ生育個体としては、広がりをもって生育しているものでございますので、準備書の中でこのように表現をしたという状況でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

山口委員、いかがでしょうか。何かコメントはございますか。どうぞ。

○山口委員 ありがとうございます。先ほどは順番を間違えてすみませんでした。

○山本会長 とんでもありません。

○山口委員 例えばヒメナミキなどは、調査した6個体のみとか、かなり少ない個体しか観察されなかったという植物もあるかと思うんですけれども、そのあたりというのは大丈夫ですかねというところをもう一回質問させていただければと思います。

○山本会長 では、事業者の方、お答えいただければと思います。

○秋本部長 承知しました。

先ほど申し上げたとおり、準備書の中では考え方として考えてございまして今のような記述となっておりますが、ご指摘ありましたことを踏まえまして、表現の方法については評価書の中で検討してまいりたいと考えております。

○山本会長 ありがとうございます。

山口委員、これでよろしいでしょうか。

○山口委員 分かりました。よろしく願います。ありがとうございます。

○山本会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方でご意見、ご質問のある方は、挙手ボタンを押していただくか、もしくは画像をオンにさせていただいて、直接手を挙げていただくのが一番早いと思うんですけれども、それで発言していただければと思います。

特に事前に質問を出していただいて、今回答えていただきましたけれども、それ以外のとこ

ろでも、確認であっても結構ですし追加質問でも結構ですので、何かございましたらどうぞ。

日原さんから手が挙がっていますかね。では、日原委員、どうぞ。

○日原委員 日原です。

事前質問1番でご対応いただけるということで、どうもありがとうございます。

内容に関してなんですけれども、この直接改変によって影響を受けてしまう植物が、掲載していただけるというのはいいんですけれども、実際にそういうものがどういう種があるのかという記載が回答になかったので、でも先ほどご報告を伺っていると、ノニガナが直接改変される可能性があるのも、そこを回避するというふうにご報告があったので、その1点だけだったのでしょうかということを確認させてください。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、事業者の方、ただいまのご意見について回答をお願いしたいと思います。

○秋本部長 調査を担当いたしました日本工営でございます。

ご指摘のとおり、直接改変によって重要種で選定をしております種の中で、直接改変によって影響を受ける種としてノニガナを挙げてございます。これにつきましては、環境保全措置を講じることで改変を回避するという整理をし予測をさせていただきます。

○山本会長 日原委員、いかがでしょうか。

○日原委員 分かりました。確認させていただくということで、了解いたしました。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

日原委員、挙げた手を下ろしてください。

では、荒木委員ですかね。荒木委員、どうぞ。

○荒木委員 よろしく申し上げます。

同じく植物の専門という見地からお伺いしたいんですけれども、要約書の58ページにあります今のノニガナのところで、環境保全措置が、必要に応じて検討を行うということがありますが、これは具体的にどのような検討、対策を講じていくかということの見通しを教えてくださいいただけますか。

○山本会長 ただいまご質問について、事業者のほうから、どなたかご回答いただければと思います。

○笹内課長 ご指摘の内容については、地下水位の低下に伴うところの環境保全措置として必

要な対策を検討するというご質問かと認識しております。

こちらにつきましては、実際工事の実施に伴いまして、環境影響評価上はモデルによって地下水位の予測をしておりますけれども、実際にどのような変動が起きるか、そこについては実際モニタリングをしていかないと分からないところがございますので、まずはモニタリングをさせていただくと。例えば掘削工事に伴って急激な地下水位の変化等があった場合は、そういった地下水位の低下を抑止するような工法等を検討して対策をしていきたいというふうに、現時点では考えているところでございます。

○山本会長 いかがでしょうか。荒木委員、どうぞ。

○荒木委員 ありがとうございます。

地下水位のことはよく分かりました。

それで、私自身が今、田島ヶ原桜草自生地の調査専門員ということをしていまして、そことの関連でもあるんですけども、何と申しますか、話の前提として第二、第三の調節池については、彩湖のように常時湛水しているというわけではなくて、洪水時に水を蓄えると、そういう役目だという理解で、まずよろしいですかね。すみません、事実確認からですけども。

○山本会長 では、事業者の方、どうぞ。

○笹内課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○荒木委員 そうですか。そうすると、ノニガナもそうなんですけれども、紫色のファイルにとじられた中の植物の、例えば77あたり、ノカラマツとかノウルシとか、10.7-71という項にありますけれども、ノカラマツ、それから後ろのページにあるノウルシとか、あとはハナムグラとかエキサイゼリとか、ここら辺は桜草自生地とも重複する植物ですし、羽根倉橋の北側と申しますか、荒川のすぐ南側辺りですね。ここをどうやって保全していくのかというところの具体的な策を先ほどの質問では伺いたかったんです。

イメージとしては、桜草自生地でしたら、田島ヶ原でしたら人工的な刈り払いを例年行って、春先に早生植物に光を与えるというようなことをしてきたわけですが、そういったことが現時点で、この羽根倉橋北側辺りでもなされているのかと。要は、工事が終わった後も継続されるのかと、その点について聞かせてください。

○山本会長 事業者、どうでしょうか。

○笹内課長 まずご指摘のあるような重要な種につきましては、事業区域内ではございますが、この調節池事業の施設整備を行うことに伴って、直接改変するような位置にございません。ですので、直接この主に堤防等を整備するところは国有地でございますけれども、多くの植生

については民有地のほうに植生が繁茂しているといったところもございますので、直接的な対策を何かできるかというところは、今のところ計画はしておりませんが、まずは間接的に地下水位の影響がこの環境影響評価で考えられるので、それについては地下水位のモニタリングをまずは実施していきたいと、そのような中で検討を必要に応じてしていきたいというのが事業者の見解でございます。

○山本会長 どうぞ。

○荒木委員 分かりました。

では、最後に一言だけ。地下水位の影響というのももちろんあるとは思いますが、こういった今のノウルシやノカラマツ等というのは、表土の土壌水分と、これが強く影響してきますので、地下水位ももちろん大事なんですけれども、そういった微環境の測定というのにも注意してモニタリング等をしていただければと思います。これはコメントです。よろしくお願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

コメントということで、よろしいですね、事業者の方。

○笹内課長 ありがとうございます。

○山本会長 では、よろしいですね。事業者の方。どうぞ。

○笹内課長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○山本会長 どうもありがとうございました。

それでは、あとまだ40分以上ありますけれども、ほかにご意見、ご質問、それからアドバイス等がありましたら、どうぞお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員のほうから手が挙がりましたので、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 東洋大の伊藤です。

先ほどの概要の説明の資料の中で、オオタカの繁殖が確認されていて、工事中の騒音等々で繁殖に影響が出るおそれがあると。それに対して、もしも何か忌避行動が見られた場合には、止めることも検討すると、繁殖期の工事を止めることも検討するという記載があったかと思うんですけれども、まず結構、本書のほうでどこに書いてあるかはっきり確認していないんですが、忌避行動というものの定義が結構曖昧になりがちかなと思うところと。

あとは、止めるということ言うんですけれども、実際、結構繁殖に関する時期というのは長いんじゃないかなと。冬から始まって夏過ぎぐらいまで、だからどこを繁殖期と取るかだとは思いますが、結構長くなるので、何かそのあたりの、難しい部分はあると思うんで

すけれども、具体性を持たせておかないと、結構このあたりはいろいろな方が意見されるところじゃないかなと思うので、最終的に厄介なことになりそうな気がするので、もう少し具体性を持たせたほうがいいのではないかなと少々感じまして、発言させていただきました。いかがでしょうか。

○山本会長 ありがとうございます。

事業者、どうぞ。

○秋本部長 調査を担当いたしました日本工営でございます。

先生ご指摘のとおり、オオタカの繁殖期の時期の中でも、極めて敏感な時期と、それほど敏感でない時期がありまして、それに対する工事の影響というのは、オオタカのほうの事情によっても変わってくるかなというふうに思いますので、現状モニタリングをしますということで、繁殖の状況を観察するというところで書いておりますが、もう少し、例えば時期を分けたりですか、そういうことで対応の内容について、もう少し詳述することについて検討したいというふうに思います。

○山本会長 伊藤先生、どうでしょうか。

○伊藤委員 ありがとうございます。

ちなみに、モニタリングをされるということなんですけれども、事前に何もやっていない状態のときのデータというのも、ある程度はあるということなんでしょうか。

○山本会長 事業者、どうぞ。

○秋本部長 調査を担当いたしました日本工営です。

基本的には、工事着手前までに各つがいに対して、繁殖期のデータが取れるような形ということで情報を取得しておるという状況でございます。

○山本会長 いかがでしょうか、伊藤先生。

○伊藤委員 ありがとうございます。

少し具体性を持たせていただけるということで、よろしいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

○山本会長 日原先生から、また手が挙がっているようですけれども、どうぞご発言ください。

○日原委員 また、先ほどの直接改変のところで、蒸し返すようで申し訳ないんですけれども、新しくつけていただいたピンクのファイルの資料のほうに、それぞれの植物の位置の赤い確認地点のマークがどうあるかを見ますと、例えば図10.7-22、ヒメミソハギとか、結構これは水路の中とかに個体があって、先ほどのノニガナよりも個体数が全体で見ると少ないんじゃない

ないかと思われる例もあります。それ以外にも幾つか、水路というか工事区域の中に赤い点があるのが見られる気がするのですが、ノニガナだけをここで記載されているというのは、何か理由があるのかとか、その辺を教えてください。

○山本会長 事業者、どうぞ。

○秋本部長 調査を担当しました日本工営でございます。

今ご指摘のあった種は、22とおっしゃっていたのは……

○日原委員 ヒメミソハギですかね。

○秋本部長 ヒメミソハギ……。

図10.7-22に出ているヒメミソハギでございましょうか。

○日原委員 はい。

○秋本部長 地点としては2地点落ちてございまして、ちょっとお待ちください。

先生ご指摘のヒメミソハギについては、準備書で申し上げますと、10.7-88ページと89ページに情報が出ておるんですが、この種につきましては、2地点で5個体が確認されておりました、図面では改変されるように見えるかもしれませんが、いずれも改変区域内ではないということで、改変されない地点ということになります。

○日原委員 そうですか。

あと図10.7-29のコカモメヅルとかも、この地図で見ると結構近いのかなというふうにも見えますけれども、そういうものに関しては、実際には重なっていないということで、特に述べられていないということなんです。

○秋本部長 ご指摘の点についていえば、例えばヒシ、図面の番号でいいますと、次のページ、10.7-24ということで図面をお渡ししているものも、水路のところに地点が落ちていると思えますけれども、この場合は、この水路のところに落ちている地点は改変されるということになります。例えばヒシでございますれば、全体2,860個体確認されているうちの、この改変区域に含まれる個体が10個体ということで、非常に少なくなっておりますので、この改変される個体の割合、これを踏まえまして、影響があるものとしてノニガナを選定したということでございます。

○日原委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問等。事前質問に対する回答の確認、何でも結構ですけれども、今11時15分ぐらいですけれども、まだ時間はございますので、ゆっくり考えてい

ただければと思います。

深堀委員、それではどうぞ、ご意見おっしゃってください。

○深堀委員 深堀です。よろしくお願いいたします。

私からは、景観のことについて2、3確認をさせていただければと思います。

1つは、先ほどの景観に関するご説明では、さいたま市の色彩のガイドラインを考慮したということが出ていましたけれども、建造物もございますので、そういった建造物の形態、意匠に関わる問題も扱っていただけるかという確認です。

例えば排水門は、恐らく水平的な景観の中で、かなり河川景観の中で突出するというふうに想定されますけれども、そういった課題を今後扱っていただけるかの確認が、まず第1点です。よろしくをお願いします。

○山本会長 では、まず1点目から、どうぞ事業者の方、ご回答願います。

○笹内課長 今回アセスで、一応環境保全措置としましては、色彩ガイドラインということで記載させていただきましたけれども、実際の水門等の詳細設計等はこれからになります。ですので、委員のご指摘等も踏まえまして、設計のほうに反映していきたいというふうに考えております。

○山本会長 では、第2点目、どうぞ。

○深堀委員 そうしましたら、あと、こちらは景観の眺望景観の評価では、橋梁だとか堤防の上からの眺望というのも評価されているということで、そういったところは書類としていいんじゃないかなと思っているんですけども、景観全般に、この荒川のエリアの景観的な位置づけというものを、もう少し全体像として捉える視点がないと見誤るのではないかなというふうに思いましたので、それは、この辺り一帯が荒川の治水の歴史を示す、いわば歴史的な、文化的な、文化的景観の側面が非常に高いというふうに思われます。ということで、そういった位置づけの中で、景観的にどういった改変に対して取り組むかという、そういう姿勢を何らかの形で表現していただきたいなというふうに思います。

例えば文化的な景観ということでいいますと、例で言いますと、今回生き物の面で多様な環境が確認されているところの一部に、例えば塚本だとか握津のような元集落地だったところがございます。そういったところというのは、非常に特異な景観、つまり里の景観、農村景観だったものが改修によって堤外地となったことで、非常に今、廃村というふうに言われますけれども、そういった特異な、非常に特徴的なユニークな景観が残っております。そういったことがあまり表現できていないということが1つあります。

それともう一つ、横堤という構造物があって、いろんなところで横堤については今回現状維持であるというふうに話がございませけれども、これは行政等の史跡等の位置づけはないかもしれませんが、土木遺産ということで、土木学会からは選奨土木遺産という扱いを受けているということで、これも荒川に非常に特異な治水の建造物ということですので、そういった景観資源、歴史的な景観資源があるということも、ちょっと表現できるといいなということを感じておりました。

そういったことで、今回、囲繞堤ができるということで、景観が水平方向にある意味で変化する場合があるんですけれども、今ちょっと話が長くて申し訳ありませんが、景観対策で先ほど色彩や建造物の配慮をするということ以外に、囲繞堤と池内水路というのがあると思いますけれども、これは新たにもともとの景観を改変する施設なんですけど、それ自体をこの地区の景観になじませる景観デザインを施すことによって、環境保全措置、つまり景観の代償ということにつながるということを、ぜひお考えいただきたい。

つまり、堤防、囲繞堤と、池内水路というものも多自然型で、先ほどの地下水位の低下だとか簡素化に対する自然の再生ということを考えるような、囲繞堤と池内水路は近くに立地すると思いますが、そういった建造物を景観の対策として今後ミティゲーションしていくことによって、そういった景観の改変や自然の改変に対する対応になるというふうに思いますので、ぜひその点を、この荒川河川敷の文化的景観の保全という観点から、十分対応いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。景観面からのご意見ということです。

では、事業者のほうから何かございましたら、お願いします。

○笹内課長 委員からご指摘いただいた内容につきましては、事前質問でいただいております内容にも重複するところがございますけれども、まず今回の環境影響評価の評価項目としての内容については、こちらの準備書に記載してあるような形で記載させていただきました。

また、今回、事業実施区域の中の民有地への対策については、なかなか何ができるかというところについては、今言及できるところではございませんけれども、囲繞堤、池内水路、こういった詳細設計を行っていく上で、参考とさせていただきたいというふうに考えております。

○山本会長 よろしいでしょうか、深堀委員。

○深堀委員 ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

今、深堀委員からまた手が挙がりましたけれども、消えましたね。

○深堀委員 すみません、消そうとして何回か押してしまいました。

○山本会長 了解しました。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

これから、準備書というのは、評価書をつくるための準備として提出されているアセス図書なんですけれども、より良い評価書としてつくってもらうためには、どのようなことをしたらいいかというようなご意見、あるいは質問でも結構ですし、出していただければと思います。

いかがでしょうか。

青躍さんですか。どうぞ。

○王委員 埼玉大学の王です。

今回、先ほどの概要の説明は非常に分かりやすいです。特に、大気質、表8-1の大気質とか廃棄物と地域交通については十分配慮されていると思うんですが、心配するのは、文言にも書いていますけれども、車両走行の集中化を避けるということですから、今回の工事は、どうしても国道463と57号に交通量の影響が出てくる可能性があるんで、できれば事前に、今でもラッシュアワーになると道路の集中による渋滞は非常に大きいです。

今回の準備書の中に、どちらかというと直接的な大気汚染とか大気質とか、地域交通の影響は配慮されていますけれども、間接的に、つまり渋滞になった場合は交通量の影響はどうなるかというのを、今回の工事による、事業による影響は事前調査して、特に地域住民、あるいは事業者にも時間、集中交通を避けるとか、そういうような勧告もできるので、その辺の交通量の調査とか対策について何かありますでしょうか。

○山本会長 事業者のほうでご回答いただければと思います。どうぞ。

○秋本部長 ありがとうございます。

ご指摘のところですが、今回、事業実施区域より外に関連の車両が走行するルートとしましては、羽根倉橋東交差点というところの1か所について予定がされております。かつ土砂の運搬をしないということで、台数もそれほど多くなっていない状況でございます。

ここにおきまして、関連の車両が走ることで渋滞がひどくなるといったようなことがないかという観点での検討といたしましては、準備書の10の15の節、地域交通の中で、当該交差点の現状の交通量等々を把握しまして、またその渋滞長ですとか、それから交差点現示に対して十分交差点が許容し得るかということ、現状の数字を押さえておきまして、ここに関連車両が

走っても大丈夫かどうかという検討を行いまして、現状の計画で十分その交差点でさばけると、あるいは渋滞が伸びないといったようなことで検討をさせていただきます。

また、この中では交通安全等についても検討させていただきますので、併せてご報告をしたいと思えます。

○玉委員 文言の中には、例えば調整員の配置は十分書かれているので、車両の台数とか、どのぐらいの時間帯で、どのぐらい走っていることは、走行していることは、できれば何かデータを工事の車種別データを少し示して、より明確に交通への影響は少ないということを、今ご説明のとおりで明確なデータは必要ですよね。今であれば、工事がどの辺で交差点、先ほど羽根倉橋交差点のほうは実際一番影響するんですけども、今実際463と57号は、今でも渋滞しているんです。

つまり、間接的な大気汚染とか大気質の影響はあるにもかかわらず、この工事でさらにもし悪化させると非常に大きな問題になるので、できれば明確に工事による影響は少ないという情報とデータを示していただきたいというふうに思っています。

○山本会長 ありがとうございます。

事業者のほうはよろしいでしょうか。何かございますか。

○笹内課長 評価書の作成において、十分考えていきたいと思っております。

○玉委員 ありがとうございます。

○山本会長 ほかはいかがでしょうか。ほかの環境要因として、何かございませんか。

私は騒音、振動の担当をしているんですけども、アセス図書として、最終的に評価書で工事中の車両の運行に伴う騒音というのは環境基準を守れるという、予測式からするとそういうふうになるだろうと思えますし、現実はどうも渋滞していて、かなり低めの騒音が測られているということがあるので、その部分では結構乖離があるなど、ちょっと思っていました。

これは意見というよりはコメントなんですけれども、工事が始まる最盛期というのは、10年間のうちにどこにあるかがちょっと分かりませんが、この回答は非常に気持ち悪いなど実は思っていて、事後調査には、これは選ばれてはいないですし、しなくてもいいだろうなど思うんですけども、事業者のほうは、できれば事後調査をやっていただいて、どこかの時点でやっていただいて、こういう乖離が実はアセスのところではあったけれども、事後調査をすると乖離がなく、しかも環境基準をちゃんと達成していましたという結論がいただけると一番いいなと思っています。

これはあくまで事業者の自主的な取組というのが環境アセスですので、私のほうからやって

くれというふうには思いませんけれども、そういうことがやられればいいなというコメントだけ申し上げておきます。

以上です。

ほかに何かございませんでしょうか。今、11時半ぐらいになってきましたけれども、よろしいでしょうか。

ご意見はございませんでしょうか。言い忘れていたことはないですかね。

(なし)

○山本会長 では、ほかにご意見、ご質問がないようですので、以上をもちまして、この議事、荒川第二・三調節池事業についての審議は、これまでといたしたいと思えます。

議事につきまして、委員の皆様方からいただきましたご意見を基にいたしまして、審議会としての答申をこれから取りまとめたいと思っています。

答申案につきましては、事務局で作成いたしまして、それを委員の皆様にご確認いただきたいと思っております。そして、最終判断は私のほうに一任させていただくということによるのでしょうか。

(異議なし)

○山本会長 ありがとうございます。

それで、ここまでの、そのほか何かご意見等ございませんでしょうか。

事務局のほうもよろしいですか。まだ、振るのはこの後にしますけれども。

今日の進行について、僕のマイクがちょっと入っていなかったということがあって、大変申し訳ありませんでした。マイクをオンにする場所が時々変わるので、オンにしたつもりがしてなかったということだったと思います。これは大変申し訳ないと思っています。

それから、初めてのウェブ会議でありましたけれども、皆様方の協力で、かなりスムーズに運営できたのではないかと考えておきまして、感謝する次第です。

それでは、これをもちまして議事を終了いたします。

傍聴者の方は、これでご退席願います。

(傍聴者退室)

○山本会長 それでは、事務局のほうに進行をお返しします。

以上です。

○和田課長補佐 事務局でございます。

傍聴者の方のご退室まで、いましばらくお待ちください。

大変お待たせいたしました。

山本会長、ご審議ありがとうございました。

それでは、閉会の前に、事務局から3点連絡事項がございます。

○辻主任 事務局から3点連絡事項を申し上げます。

まず1点目は、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。本日の議事録は、市のホームページに掲載いたします。その前に、委員の皆様にご確認いただきたいと思えます。また、答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上、事務局で作成し、その後、皆様にご確認をいただき、山本会長の最終判断をいただいて確定したいと思えます。

なお、この事業は、着手から工事完了まで10年程度と見込んでおり、また、事後調査書の提出も相当期間を要することが予想されます。このことを踏まえ、委員の皆様には継続して注視していただければ幸いです。

2点目は、市長意見についてでございます。市長意見につきましては、審議会答申を基に書面で作成します。市長意見書は事業者に送付いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にもご報告いたします。

最後に、3点目は、次回の予定についてお知らせいたします。（仮称）浦和大門物流倉庫新築計画に係る調査計画書が1月に提出される予定となっております。予定どおり手続が進めば、3月頃に技術審議会を開催する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○和田課長補佐 委員の皆様、長時間ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第34回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

長時間のご審議、誠に疲れさまでございます。ありがとうございました。

午前11時34分 閉会